

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【公表番号】特表2019-536371(P2019-536371A)

【公表日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2019-527811(P2019-527811)

【国際特許分類】

H 04 W 48/16 (2009.01)

H 04 W 48/10 (2009.01)

H 04 L 27/26 (2006.01)

【F I】

H 04 W 48/16 110

H 04 W 48/10

H 04 L 27/26 420

H 04 L 27/26 110

H 04 L 27/26 410

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月9日(2020.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザ機器(UE)において動作可能なワイヤレス通信の方法であって、

Sync信号(SS)又メロロジーを有するSSを求めてキャリアを探査するステップであって、前記キャリアは、前記SS又メロロジー、第1の又メロロジー、および第2の又メロロジーを含む複数の又メロロジーの波形を含む、ステップと、

前記SSを検出し、前記SS上で搬送される構成情報を読み取るステップであって、前記構成情報は、前記キャリア上の1つまたは複数のチャネルに対応する、ステップと、

前記構成情報に基づいて、前記1つまたは複数のチャネルのうちの第1のチャネルを受信するステップであって、前記第1のチャネルは前記第1の又メロロジーを有する、ステップとを含む方法。

【請求項2】

前記SS又メロロジーは前記第1の又メロロジーとは異なる、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1のチャネルは、データチャネルに対応する制御情報を含み、前記方法は、

前記データチャネル上で搬送されるシステム情報を受信するステップであって、前記システム情報は、前記UEが前記キャリアにアクセスするのに十分な情報を提供する、ステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第2の又メロロジーを有する前記キャリア上の第2のチャネルについての情報を含むリダイレクション指示を受信するステップと、

前記第2のチャネルにリダイレクトするステップと、

前記リダイレクション指示に基づいて、前記第2のチャネルを受信するステップであって、前記第2のチャネルは前記第2の又メロロジーを有する、ステップとをさらに含む、請

求項1に記載の方法。

【請求項 5】

スケジューリングエンティティにおいて動作可能なワイヤレス通信の方法であって、Sync信号(SS)又メロロジーを使うキャリア上で第1のSSを送信するステップであって、前記第1のSSは、前記キャリア上の第1のチャネルに対応する第1の構成情報を含む、ステップと、

第1の又メロロジーを使う前記キャリア上で前記第1のチャネルを送信するステップと、

第2の又メロロジーを使う前記キャリア上で第2のチャネルを送信するステップとを含む方法。

【請求項 6】

前記第1の構成情報は、前記第1のチャネルが前記第1の又メロロジーを有することを示す情報を含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 7】

前記SS又メロロジーは前記第1の又メロロジーと同じであり、前記第2の又メロロジーは、前記SS又メロロジーおよび前記第1の又メロロジーとは異なる、請求項5に記載の方法。

【請求項 8】

前記第1のチャネルを送信するステップは、前記第1のチャネル上で、データチャネルに対応する制御情報を送信するステップを含み、前記方法は、

前記制御情報に従って前記データチャネルを送信するステップであって、前記データチャネルは、UEが前記キャリアにアクセスするのに十分な情報を提供するシステム情報を含む、ステップをさらに含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 9】

前記第1の又メロロジーを使って、リダイレクション指示を送信するステップであって、前記リダイレクション指示は、前記第2の又メロロジーを有する前記キャリア上の前記第2のチャネルについての情報を含む、ステップをさらに含み、

前記第2のチャネルを送信するステップは、前記リダイレクション指示において搬送される、前記第2のチャネルについての前記情報を従って、前記第2のチャネルを構成するステップを含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 10】

前記第2のチャネルについての前記情報は、前記第2のチャネルが前記第2の又メロロジーを有することを示す情報を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記リダイレクション指示は、前記スケジューリングエンティティが、前記第1の又メロロジーを使う前記キャリアを介した、少なくとも1つのUEとの通信を維持するように、前記キャリアを介して前記スケジューリングエンティティと通信しているユーザ機器(UE)のサブセットに、前記第2の又メロロジーを有する前記第2のチャネルにリダイレクトするよう命令するように構成される、請求項9に記載の方法。

【請求項 12】

コンピュータ実行可能コードを記憶するコンピュータ可読記憶媒体であって、前記コンピュータ実行可能コードは、スケジューリングエンティティに請求項1～4のいずれか一項に記載の方法を行わせるための命令を含むコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 13】

コンピュータ実行可能コードを記憶するコンピュータ可読記憶媒体であって、前記コンピュータ実行可能コードは、スケジューリングエンティティに、請求項5～11のいずれか一項に記載の方法を行わせるための命令を含む、コンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 14】

ワイヤレス通信のために構成されたユーザ機器(UE)であって、Sync信号(SS)又メロロジーを有するSSを求めてキャリアを探査するための手段であって、前記キャリアは、前記SS又メロロジー、第1の又メロロジー、および第2の又メロロジーを含む複数の又メロロジーの波形を含む、手段と、

前記SSを検出し、前記SS上で搬送される構成情報を読み取るための手段であって、前記構成情報は、前記キャリア上の1つまたは複数のチャネルに対応する、手段と、

前記構成情報に基づいて、前記1つまたは複数のチャネルのうちの第1のチャネルを受信するための手段であって、前記第1のチャネルは前記第1のヌメロロジーを有する、手段とを備えるUE。

【請求項 1 5】

ワイヤレス通信のために構成されたスケジューリングエンティティであって、

Sync信号(SS)ヌメロロジーを使うキャリア上で第1のSSを送信するための手段であって、前記第1のSSは、前記キャリア上の第1のチャネルに対応する第1の構成情報を含む、手段と、

第1のヌメロロジーを使う前記キャリア上で前記第1のチャネルを送信するための手段と、

第2のヌメロロジーを使う前記キャリア上で第2のチャネルを送信するための手段とを備えるスケジューリングエンティティ。